

雲南市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年度に実施した定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の内容について、市長から通知があったので、同条の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年 9月 2日

雲南市監査委員 渡 部 彰 夫

雲南市監査委員 周 藤 正 志

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

雲南市長 石 飛 厚 志

2. 通知を受けた日

令和6年9月2日

3. 監査結果に関する報告

令和6年3月15日 監第86号 令和5年度定期監査及び行政監査報告書

4. 措置の内容

別紙のとおり

令和5年度定期監査及び行政監査結果による措置状況

- 【監査の種類】 令和5年度定期監査及び行政監査
【監査の期間】 令和5年12月27日から令和6年2月7日まで
【監査報告日】 令和6年3月15日
【監査結果による措置状況】

1. 定期監査

(1) 事業、工事及び業務委託の執行状況について

検討要望事項		所管部局	措置内容
① 契約書記載事項について 業務委託及び工事等の契約事務は、雲南市契約規則（以下、「規則」という。）に基づき事務処理することとし、契約書には、規則第31条に規定される「契約書の記載事項」を記載することになっている。雲南市では、契約担当課である総務部管財課から示された標準契約書を基にして、各部局で契約の種類・内容に応じた契約書を交わすこととされている。 規則第31条ただし書きによると、「契約の種類又は目的により該当のない事項については、記載事項の一部を省略することができる。」とされているが、契約上の問題等が発生した際の双方のリスク・責任等を明確にするためにも、契約の内容に応じて、必要な事項については契約書に漏れなく記載するとともに、省略する事項についてはその理由を明確にしておく必要がある。 今回の監査では、一部の業務委託契約書において、違約金に関する事項や遅延利息に関する事項など、必要と思われる記載事項を設けていない点が見受けられた。さらに、市の標準契約書を確認したところ、こちらについても一部の事項が記載されていなかった。 総務部管財課においては、全庁的に使用される標準契約書を見直し、契約書記載事項の適正化を図りたい。また、各部局においては、都度契約の内容を十分に理解した上で、必要な事項の契約書への記載を徹底し、適正な契約の締結に努めていただきたい。		総務部 管財課	令和6年度中に標準契約書の見直しを行う。

検討要望事項	所管部局	措置内容
② 自動更新条項について 業務委託契約のうち1件において、「契約期間終了の一ヶ月前までに双方申し出が無い場合は1年毎の自動更新とする。」といった自動更新契約が見受けられた。地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっている。今回の契約更新時に、受託者と協議し、改正されたい。	健康福祉部 健康推進課	令和6年3月13日受託者先に訪問し、説明。自動更新契約となっている現在の契約書を3月31日付けで契約解除した。令和6年4月より、本業務の担当部局の変更等を記載した新たな業務委託契約書による契約（単年度契約）を行った。（令和6年4月からの所管部局：こども政策局こども家庭支援課）

(2) 市税・各種使用料等の滞納整理事務について

検討要望事項	所管部局	措置内容
① 滞納整理事務取扱要綱等について 水道局については、水道料金滞納整理事務処理規程とは別に公債権（強制徴収公債権、非強制徴収公債権）について滞納整理事務取扱要綱等を作成されたい。	水道局営業課	下水道使用料滞納整理事務処理規程を作成し、現在法令審査委員会にて審査中である。 令和6年末までに公布できる見込みである。

検討要望事項	所管部局	措置内容
② 強制執行等 非強制徴収公債権及び私債権については、近年は強制執行に取組まれていない。私債権の中には、納期限から10年以上経過した債権もある。よって、雲南市私債権の管理に関する条例第7条の規定に基づき対応することも必要と思われるので、財産調査及び情報の共有化を図りながら、雲南市市税等滞納整理対策本部会議において強制執行等の取組みについて検討されたい。	【非強制徴収公債権及び私債権所管部局】 ・子ども政策局子ども政策課 ・建設部建築住宅課 ・教育委員会教育総務課 ・水道局営業課 ・雲南市立病院経営課	市税等滞納整理対策本部会議を5月末、7月末に2度開催、併せて6月に部会を開催し、情報共有を行った。長期不良債権について、マニュアルを整備した上で強制執行を含めた法的手続きを必要に応じて進めることとした。
③ むすび 今後は、事務処理をより効率的に進めるために、債権の発生から消滅に至る過程とそれぞれの段階で講ずべき措置などを今一度徹底されたい。また、市民負担の公平性の観点から、職員研修を行いより適正で公平な債権管理及び回収に取組まれたい。 雲南市における債権管理は、強制徴収公債権については地方税法等に基づき、私債権については条例、規則等に基づいて行われている。非強制徴収公債権については、自力執行権（滞納処分）が無いことや徴収停止等の取扱いが私債権と同様であるが、条例、規則等で規定されたものが見受けられない。他市では強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権を網羅した債権管理条例が制定されているところもあり、雲南市においても検討されたい。	雲南市市税等滞納整理対策本部会議（事務局：市民環境部債権管理対策課）	令和5年度定期監査後において、事務局として、再度関係部局に対し、管理状況についてヒアリングを実施。適正な管理に向け、詳細な検討を個別にお願いした。 令和6年度、市税等滞納整理対策本部会議（2度開催、部会を1回開催）において、適正な管理について情報の共有、日々の管理も含めた管理の徹底について話し合いを実施。マニュアルの点検、整備する方向で協議。事務局の意見としては、強制執行については、必要に応じた適正な対応、実践あるのみと考える。 債権管理条例を制定されている近隣市の状況も聞き取りをした。6月には私債権の担当者を中心として、「知っておきたい民法知識」として、一般社団法人地方自

		治研究機構の研修を受講し、債権管理における知識のブラッシュアップを図った。 7月19日に行われた組織執行体制におけるヒアリングにおいて、債権管理についても課題の1つとして、共有を図った。今後、市として、「債権の一元的な管理の検討」も見据え、債権管理条例の制定に向け、組織横断的に検討を進めるとともに、引き続き適正な管理に努めていきたい。
--	--	--

2. 行政監査

検討要望事項	所管部局	措置内容
① 幼稚園、こども園、保育所における準公金の取扱い事務について 令和4年度に担当課の子ども政策課より収入、支出伝票の参考様式が示され多くの幼稚園、こども園、保育所（以下「園（所）」という。）で令和5年度会計から様式を変更している旨の説明があった。園（所）のほとんどの準公金は財源が会費であること、また、管理する準公金が多種で多数あることなど他の準公金管理とは性質が異なる点がある。子ども政策課において、規程及び公金等管理適正化に係る改善方策（以下「改善方策」という。）に基づいた上で、園（所）の実態に即した統一的な会計事務の取扱いについて検討し、指導されたい。	子ども政策局子ども政策課	4月の園（所）管理職会にて会計事務の取扱いについて協議し、令和6年度会計より様式を統一することとした。 統一様式、改善方策、他施設の管理台帳についての情報共有を行い、各施設において取り扱いを検討いただくこととした。

検討要望事項	所管部局	措置内容
② 市職員が携わる準公金の在り方について 令和３年度に実施した行政監査において、市職員が携わっている準公金について在り方や業務としての必要性について検証し、各団体等の事務局体制等の見直しについて検討を進められたいと指摘した。 令和４年度末の会計数は、前回監査時の令和２年度末時点と比較すると減少しているものの、１３４会計と、依然として多数の準公金を管理している。 準公金は、各種団体が所有する現金預金であることから、当然ながら当該団体において出納事務をはじめ各種事務を行うべきものではあるが、市職員が関与しなければ事業の遂行が困難な場合については、市職員が事務、運営に関与することともやむを得ないところである。しかしながら、<u>管理上、市職員が携わる準公金は極力減らすことが望ましく、改めて規程第３条の取扱い基準に照らし真に必要な会計かどうかを検証し、見直しを図られたい。</u>	総務部総務課	改めて規程第３条の取扱い基準に照らし合わせ、市職員が携わる必要性を検証し、内容を明確にしたうえで、削減に努める。
③ 適正な準公金取扱いの徹底について ア 検査の実施 準公金の取扱い事務については、規程及び改善方策に基づき取り組むこととなつていいる。雲南市公金等管理適正化委員会（以下「委員会」という。）による規程等の周知徹底により、事務処理はおおむね改善されていいた。今後は委員会による各種準公金会計諸帳簿の検査を定期的の実施し、適切な事務処理の維持に努められたい。 イ 決裁の在り方 規程において「現金等の出納は、書面により当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けなければならない。」と規定されている。決裁権者は、団体によってまちまちである。<u>決裁権者について最終的には各種団体の判断とはなるが、市として統一的な指針を示すことを検討されたい。</u>	総務部総務課	ア 公金等管理適正化作業部会において も、委員から検査の必要性について意見があるため、検査の方法、時期などを検討し、早急に実施できる体制を整える。 イ 各団体の現状を調査し、今後の作業部会において検討する。

ウ 規程等の整備 前回監査においても指摘したが、規程及び改善方策に規定されていないキャッシュカードやインターネットバンキングによる支払等の事務処理について、適切な事務処理と安全な利用を図る必要があることから、速やかに規程等整備されたい。	ウ 以前よりインターネットバンキングによる支払等について指摘をいただいておりますが、作業部会においても規程等整備する必要があり、意見も出ていることから、他自治体の状況も踏まえながら検討する。
--	---